

令和4年度第1回 世田谷区男女共同参画推進部会 次第

令和4年6月29日（水）
午前10時～
男女共同参画センターらぷらす
研修室3・4

1 開会

2 議事【協議事項】

- (1) 世田谷区立男女共同参画センター運營業務委託業者募集について……資料1、2
- (2) 世田谷区パートナーシップ制度の見直しについて……………資料3

3 その他

4 閉会

◆今後の予定

令和4年8月2日 令和4年度第2回世田谷区男女共同参画推進部会（オンライン）

◆配付資料

- 資料1 世田谷区立男女共同参画センター運営委託 男女共同参画推進事業に関する業務事業一覧（案）
- 資料2 他区男女共同参画施設状況調査結果
- 資料3 世田谷区パートナーシップ制度の見直しについて（参考資料含む）

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課
電話03-6304-3453
FAX 03-6304-3710

世田谷区立男女共同参画センター運営委託 男女共同参画推進事業に関する業務 事業一覧（案）

		第二次男女共同参画プラン後期計画における位置づけ								
		基本目標				推進体制 方策1				
	現在の実施状況	基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4	施策1	施策2	施策3	施策4	
(1) 事業運営にかかる会議体の運営										
・地域懇談会	年1回					◎				
・運営協議会	年2回					◎				
・アドバイザー委員会						◎				
(2) イベント事業										
・男女共同参画社会づくりに向けた機運の醸成（らぶらすフェスタ）	年1回	◎					◎	○		
・性的マイノリティ等多様な性への理解促進（セクシュアル・マイノリティフォーラム）	年1回				◎		◎	○		
・女性のキャリア形成と多様な働き方の支援（起業ミニメッセ）	年1回	◎					◎	○		
・ひとり親家庭の親・子への情報提供・交流（シングルマザー応援フェスタ）	年1回				◎		◎	○		
(3) 居場所事業										
・ひとり親家庭の親・子を対象とした交流の場（シンママカフェ）	偶数月1回				◎		◎		○	
・性的マイノリティ当事者、家族、アライ（支援者）を対象とした交流の場（世田谷にじいろひろば交流スペース）	月1回				◎		◎		○	
・DV被害者を対象とした交流の場（サポートグループ）	月1回		◎				◎		○	
・女性起業家を対象とした交流の場（女性起業家交流会）	年3回	◎					◎		○	
・初めてセンターを利用する方を主な対象とした交流の場（らぶらすカフェ）	月2回程度		○				◎	○	○	
・登録団体の活動を区民に紹介しながら、区民と団体が交流できる場（らぶらすカフェ）	年5回		○				◎	○	○	
(4) 講座事業										
①区民向け講座										
・男女共同参画社会の理念の周知に関する講座	年20コマ程度	◎						○	◎	
・女性活躍を推進するための女性の就労・起業や再就職に関する講座		◎							○	◎
・ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に関する講座			◎						○	◎
・男性向けの啓発、家事・育児・介護・地域活動等への参画支援に関する講座			◎						○	◎
・多様性に配慮した女性の視点を踏まえた防災に関する講座			◎						○	◎
・DV・デートDV防止に関する講座					◎				○	◎
・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座						◎			○	◎
・性的マイノリティ等多様な性への理解促進に関する講座						◎			○	◎
②出前講座										
・区内の中学校・高校の生徒を主な対象とした出前講座	年10回程度	○	○	○	○					
・教職員や事業者を主な対象とした出前講座		○	○	○	○					
(5) 相談事業										
・女性のための悩みごとに関する相談（女性のための悩みごと・DV相談）	週5日、38時間			◎					◎	
・女性のための働き方に関する相談（女性のための働き方サポート相談）	月4回*5時間	◎							◎	
・男性のための悩みごとに関する相談（男性電話相談）	月4回*3時間		○	◎					◎	
・性的マイノリティに関する相談（世田谷にじいろひろば電話相談）	月4回*3時間				◎				◎	
・起業・経営に関する相談（女性のための起業・経営相談）	月1回*4時間	◎							◎	
・男女共同参画施策に関する相談、苦情及び意見の申出を受け付けること	随時	○	○	○	○			○		
・相談機関の情報提供	随時	○	○	○	○			◎	○	
(6) 情報収集・提供業務										
・資料コーナーの図書・行政資料等の貸出業務	随時	○	○	○	○			◎		
・図書の選定及び購入	月1回程度	○	○	○	○			◎		
・情報紙等の企画・編集・制作（情報紙「らぶらす」）	年2回発行	○	○	○	○			◎	○	
・展示による啓発及び情報提供	年4回程度更新	○	○	○	○			◎	○	
・シネマサロンの開催	年6回	○	○	○	○			◎	○	
・出張図書館の実施	区内8か所	○	○	○	○			◎	○	
・ワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発	年3回程度	○	○	○	○			◎	○	
・関係機関の発行物（広報印刷物等）の掲出、管理	随時	○	○	○	○			◎	○	
(7) 団体支援事業										
・登録団体の活動支援	随時		○				◎	○	○	
・登録団体連絡会の実施	年1回		○				◎	○	○	
・区民企画協働事業の実施	4団体		○				◎	○	○	
(8) 各種事業の周知・広報活動										
・事業のポスター、ちらし、リーフレット等の作成	随時	○	○	○	○			◎	○	
・区のおしらせ、SNS（Twitter、Facebook等）への掲載依頼	月2回程度	○	○	○	○			◎	○	
・区広報板等でのポスター掲出依頼	月2回程度	○	○	○	○			◎	○	
・センターHP、センターのSNSアカウント（Twitter、Facebook）への掲載作業	随時	○	○	○	○			◎	○	
・センターのメールマガジンの発行	月2回	○	○	○	○			◎	○	

自治体名	世田谷区				千代田区				港区				大田区				練馬区				渋谷区				足立区			
人口 (令和4年1月1日現在・東京都統計局統計部)	937,615				66,687				257,776				740,312				750,075				241,998				692,322			
施設名	世田谷区立男女共同参画センターらぶらす				千代田区男女共同参画センターIII				港区立男女平等参画センター				男女平等推進センター「エセなおた」				男女共同参画センター				渋谷区男女平等・ダイバーシティセンター<アイリス>				足立区男女参画プラザ			
所在地	東京都世田谷区太子堂1-12-40 グレート王寿ビル3階				千代田区九段南1-2-1 千代田区役所10階				港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦				大田区大森北4-16-4				練馬区石神井町8-1-10				東京都渋谷区桜丘町23-21 渋谷区文化総合センター大和田8階				足立区梅田7-33-1 L・ソフィア2階			
開館時間	9時～22時				月～金：9時～21時、土：9時～17時				9時～21時30分				9時～22時				9時～21時30分				9時～21時（日曜日は17時まで）				8時30分～17時			
休館日	毎月第3月曜（祝日の場合は翌日） 年末年始（12月28日～1月4日）				日曜日、祝日、年末年始				年末年始（12月29日～1月3日） 臨時休館日（電気設備の保守点検等）				年末年始、全館清掃等による休館日				年末年始ほか				月曜日、毎月第3日曜日、祝日の翌日、年末年始				土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）			
運営形態	施設管理		事業運営		施設管理		事業運営		施設管理		事業運営		施設管理		事業運営		施設管理		事業運営		施設管理		事業運営					
	委託		委託		委託		委託		指定管理		指定管理		指定管理		指定管理		指定管理		指定管理		指定管理		直営		直営			
施設所有者	民間借り上げ				区所有				区所有				区所有				施設無償借上げ				区所有				区所有			
施設形態	複合施設				複合施設				複合施設				単独施設				複合施設				複合施設				複合施設			
施設規模 (延床面積)	872.67㎡				331㎡				2705.10㎡				2,444.52㎡				1,676㎡				472.58㎡				458㎡			
来館者数 (令和3年度延べ人数)	36,805人				7,114人				57,543人				50,445人				39,553人（貸出施設等の利用者）				4,026人				10,762人			
登録団体数 (令和3年度末時点)	254				19				176								192				87				71			
図書・映像資料の保有数	種類		保有数		種類		保有数		種類		保有数		種類		保有数		種類		保有数		種類		保有数					
	図書		16,818		図書		7,707		図書		17,859		図書		3,896		図書		13,305		図書		1,671		図書		18,680	
	映像資料		326		映像資料		244		映像資料		299		映像資料		155		映像資料				映像資料		66		映像資料		269	
	行政資料		2,573		行政資料		164		行政資料				行政資料				行政資料		1,431		行政資料		1,470		行政資料			
事業 （実施の回数、参加者の人数 を伴うもの（常時設置・展示を除く））	事業種別	事業種類数	1年あたりの 実施回数	参加・受付者数 (令和3年度延べ人数)	事業種類数	1年あたりの 実施回数	参加・受付者数 (令和3年度延べ人数)	事業種類数	1年あたりの 実施回数	参加・受付者数 (令和3年度延べ人数)	事業種類数	1年あたりの 実施回数	参加・受付者数 (令和3年度延べ人数)	事業種類数	1年あたりの 実施回数	参加・受付者数 (延べ人数)	事業種類数	1年あたりの 実施回数	参加・受付者数 (令和3年度延べ人数)	事業種類数	1年あたりの 実施回数	参加・受付者数 (令和3年度延べ人数)						
	講座・研修事業 スキルアップ、知識習得、理解促進等を目的とした事業	3	11回	167人	2	15回	412人	1	58回	1,856人	14	25回	527人	33	61回	778人	2	7回	310人	3	43回	2,039人						
	イベント事業 比較的規模が大きく、施設においてメインとしている事業	3	3回	851人	1	1回	175人	2	2回	808人	2	2回	274人	1	1回	人		回	人	未実施	回	人						
	地域連携事業 地域との連携強化を目的とした事業	4	19回	1,566人	1	3回	165人	3	29回	979人		回	人	11	15回	194人	1	1回	*オンライン開催のため集計できず	未実施	回	人						
	相談事業 対面、電話、オンライン相談の合計数を入力 回数は日単位で集計	5	375回	1,591人	3	回	429人	3	307回	2,131人		回	人		回	人	4	84回	159人	3	242回 (女性相談、男性DV電話相談とも) 24回 (LGBT相談)	女性相談 674人 男性DV電話相談21人 LGBT相談 34人						
	居場所事業 居場所づくりを目的とした事業	6	35回	235人	2	2回	16人		回	人		回	人	4	8回	56人	1	2回	13人	未実施	回	人						
	広報事業 機関紙等の発行、パネル展示、本の出張貸出事業	9	48回	118人	3	8回	人	2	6回	人	6	7回	人	機関紙：1 展示：10	機関紙：4回 展示：21回	人	1	1回	人	2	2回	不明						
	その他		回	人	1 (男女共同 参画社会推 進事業)	2回	42人	2	9回	379人	2 (広場事 業)	14回	152人		回	人		回	人		回	人						
会議等	会議等数	1年あたりの活動回数	会議等数	1年あたりの活動回数	会議等数	1年あたりの活動回数	会議等数	1年あたりの活動回数	会議等数	1年あたりの活動回数	会議等数	1年あたりの活動回数	会議等数	1年あたりの活動回数	会議等数	1年あたりの活動回数	会議等数	1年あたりの活動回数	会議等数	1年あたりの活動回数	会議等数	1年あたりの活動回数						
区民、利用団体や学識経験者等からセンターに対する意見を伺い、センターの運営に活かすために実施される	3	3回	1	3回	2	14回	1	4回	1	3回 (下部組織等を除く)	1	3回	1	5回	未設置	回												

令和 4 年 6 月 2 9 日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

世田谷区パートナーシップ宣誓制度の見直しについて

世田谷区パートナーシップ宣誓制度については、平成 2 7 年 1 1 月に同性カップルの気持ちを受け止める制度として導入してから 7 年が経とうとし、令和 4 年 6 月 2 9 日現在、1 9 9 件の宣誓を受け付けている。また、全国状況を見ると、令和 4 年 4 月 1 日現在、2 0 9 自治体が導入し、人口カバー率は 5 2. 1 % (※) と年々上昇している。さらに、令和 4 年 1 1 月からは東京都制度が開始される等、制度の浸透が見受けられる。

しかし、性的マイノリティの方々への真の理解は十分ではなく、依然として実生活には不便さが残っている。こうした中、世田谷区パートナーシップ宣誓制度について、より正確性や利便性の高い制度とするよう、見直しを図る。

※「渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査」による。

記

1 見直しの概要

(1) 対象

同性パートナー（双方が性的マイノリティの方）のみを対象としていたが、多様な性・多様な関係性に対応するため、一方が性的マイノリティの方である場合も対象に含めることとした。

(2) 通称の記載

トランスジェンダーの方等、戸籍名の使用を望まない方のため、通称を記載できることとする。

(3) パートナーシップの信頼性向上にかかる手続の明確化

再交付・記載事項変更・廃棄にかかる申出事由を新たに規定するとともに、本人の帰すべき事由による無効の規定を新設した。

また、パートナーシップを示すものとして、パートナーシップ宣誓書受領証（小型の宣誓書受領証も含む）の他に、宣誓者の照会に基づく、回答書を交付することとした。

(4) ファミリーシップ制度の導入

① 要旨

宣誓書にパートナーの子、親を記載できるものとする。

② 対象

パートナーのそれぞれの子、親

③ 確認書類

法律上の婚姻関係にないことを確認する書類として、戸籍抄本等を提出するが、これに子、親を含めたものを提出することとする。外国籍のパートナーの場合、子、親の続柄の記載がある住民票の写しまたは宣誓者との続柄を証明する公的な文書（日本語訳を添付）を提出することとする。

④子、親の意思の尊重

可能な限り子、親へ制度趣旨を説明した上、ファミリーシップの宣誓を行うこと、本人が希望する場合は、宣誓書の記載を削除できることを新たに規定することとした。なお、未成年の子については、満15歳以上となった後に申し出ることができるものとする。

⑤パートナーの一方が死亡した場合の取扱い

もう一方のパートナーが希望する場合には、ファミリーシップは維持できるものとする。

⑥宣誓の方法

パートナーシップの宣誓は現行どおり、職員の面前で宣誓することとする。また、ファミリーシップの宣誓については、職員の面前で宣誓することを前提とするが、難しい場合は、宣誓書へ予め自署し提出するか、パートナーシップの宣誓者が代筆できるものとする。

2 今後のスケジュール

- 6月29日 東京都による都制度説明会（オンライン）
- 7月上旬 宣誓者へアンケート実施、当事者へ意見聴取
- 9月上旬 全庁へ周知
- 11月1日 制度改正

3 参考資料

- (1) 世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（現行要綱）
- (2) 世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務処理要領（現行要領）
- (3) 東京都パートナーシップ宣誓制度（案）※5月10日東京都報道発表資料

改正

平成28年4月1日28世人男女第23号

平成30年3月30日29世人男女第214号

平成31年3月28日30世人男女第271号

令和2年3月27日31世人男女第250号

令和2年7月10日2世人男女第55号

世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区基本構想の理念に基づくとともに世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号）第8条第1項第5号に規定する支援に係る施策として、同性カップルがその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性（自認する性を含みます。）を同じくする2人の者をいいます。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを区長に対して宣誓することをいいます。

(宣誓の要件及び方法)

第3条 パートナーシップの宣誓は、次の要件を満たす同性カップルに限り、行うことができるものとします。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 双方が区内に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。
- (3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。
- (4) 双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (5) 既に他の者とパートナーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出てい

ること。

(6) 双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間でないこと。(双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間においては、養子縁組によってその関係になった場合で、かつ、養子縁組する前の関係が直系血族でも三親等内の傍系血族の間でもなかった場合については、双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間でないとみなします。)

2 パートナーシップの宣誓は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルが区職員の面前において住所、氏名及び日付を当該同性カップルのそれぞれが自ら記載したパートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」といいます。)を、当該区職員に提出することにより行うものとしします。

3 宣誓書の受領は、区長が指定する場所において行うものとしします。

4 区長は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該同性カップルの双方の立会いの下で他の者に代書させることができます。

(宣誓書の写し等の交付)

第4条 区長は、パートナーシップの宣誓をした同性カップルに対し、收受印を表示した宣誓書の写しを交付するものとしします。

2 前項の宣誓書の写しには、当該宣誓書に関するパートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式)を添付するものとしします。

3 前項に掲げるもののほか、希望するカップルには、双方に小型のパートナーシップ宣誓書受領証も添付するものとしします。

(宣誓書の写し等の再交付)

第5条 区長は、前条第1項の同性カップルがパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書(第3号様式)を提出することにより宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方の再交付を希望する旨を申し出たときは、当該同性カップルに対し、宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方を再交付するものとしします。

(宣誓書の保存)

第6条 区長は、宣誓書を10年間保存するものとしします。ただし、第4条第1項の同性カップルの双方が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄します。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、生活文化政策部長が別に定めます。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行します。

附 則（平成28年4月1日28世人男女第23号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行します。

附 則（平成30年3月30日29世人男女第214号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行します。

附 則（平成31年3月28日30世人男女第271号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行します。

附 則（令和2年3月27日31世人男女第250号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行します。

附 則（令和2年7月10日2世人男女第55号）

この要綱は、令和2年7月13日から施行します。

世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務処理要領

この要領は、世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（平成27年9月25日27世人男女第184号。以下「要綱」という。）に基づくパートナーシップの宣誓の取扱いに関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

1 要綱第3条第2項関係（宣誓の手続）

区長は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップル（以下「宣誓人」という。）に対し、宣誓をしたい日時をその3日前までに区担当課に連絡させるものとする。

2 要綱第3条第2項関係（本人確認、要件該当確認）

パートナーシップの宣誓を受け付ける職員（以下「職員」という。）は、その受付にあたり、宣誓人が双方とも本人であること及び宣誓の要件を満たしていることを確認するために次のことを行うとともに宣誓人にパートナーシップの宣誓にあたっての確認書（第1号様式）を記入させるものとする。

- (1) 運転免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカード、在留カード、健康保険証、その他公的機関からの郵便物等（以下「公的機関発行証明書等」という。）により宣誓人双方の本人確認、年齢確認及び住所確認を行うものとする。
- (2) 宣誓人のいずれか又は双方が世田谷区への転入予定者である場合は、転入予定住所が確認できる書類の提示を求めるものとする。なお、この場合においては、宣誓後1ヶ月以内に転入の事実が確認できる書類を提示するよう求めるものとする。
- (3) 要綱第3条第1項第3号の要件（双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと）を確認するため、宣誓人双方から戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の提示を求めるものとする。ただし、宣誓人のいずれかが外国籍の場合は、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提示若しくは提出を求めるものとする。
 - ① 本国官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及びその書類を日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入すること。本人の翻訳でも可とする。）
 - ② ①に掲げる書類の取得が困難な場合は、そのこと及び婚姻要件を具備する旨を記載した申述書
- (4) 前号ただし書き以下の場合において、宣誓人同士が外国において同性同士の結婚をしたカップルである場合は、結婚証明書等及びそれを日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入すること。本人の翻訳でも可とする。）の提示を求めるものとする。
- (5) 第3号及び前号に掲げる証明書類は、宣誓日の前1か月以内に発行されたものとする。
- (6) 宣誓後に、宣誓人が要綱第3条第1項第3号から第6号に掲げる要件を満たしていないことが明らかになった場合は、区長は、宣誓人にパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

3 要綱第3条第2項関係（宣誓書の確認）

職員は、宣誓書を受領するにあたり、次の事項を確認するものとする。

- (1) 当該宣誓書に宣誓人双方の住所が記載されていること。
- (2) 当該宣誓書に記載されている住所が、宣誓人から提示された公的機関発行証明書等に記載されている住所と一致していること。
- (3) 宣誓人のいずれかが区内への転入を予定している者であるときは、当該宣誓書に現住所及び転入予定の住所が記載されていること。

4 要綱第3条第3項関係（宣誓書の受領場所）

区担当課の職員は、第2項に規定する宣誓人からの連絡の際に宣誓人と調整の上、宣誓書を受領する場所及び日時を決定し、宣誓人に通知するものとする。

5 要綱第3条第4項関係（宣誓書の代書）

職員は、宣誓人双方の同意を得て宣誓書を代書することができるものとする。

6 要綱第4条第3項関係（小型のパートナーシップ宣誓書受領証）

- (1) 小型のパートナーシップ宣誓書受領証（以下「IDカードサイズ受領証」という。）は第4号様式とし、縦約54ミリメートル、横約86ミリメートルのサイズとする。
- (2) パートナーシップの宣誓をした同性カップルがIDカードサイズ受領証の発行を希望するときは、区長は当該同性カップルに対し、小型パートナーシップ宣誓書受領証発行申込書（第5号様式）の提出を求めるものとする。ただし、別の書類による申込みでも受け付けるものとする。

7 要綱第5条関係（宣誓者からの照会）

- (1) 過去にパートナーシップの宣誓をした者から、そのことを証する書類の発行を希望する旨の申出があった場合は、区長は当該申出をした者から照会書を提出させ、宣誓書を確認したうえで、回答書により回答するものとする。
- (2) 照会書の内容は、次の例を参考に記載させるものとする。

（照会書記載例）

日付（照会書記載日）

あて先（世田谷区長）

件名「パートナーシップ宣誓について（照会）」

申出者住所

申出者氏名

申出者電話番号

本文「私のパートナーシップ宣誓について照会します。」

照会事項

1 宣誓日

2 宣誓者（両名の氏名）

3 その他 「宣誓書の廃棄申請をしていないこと」

8 要綱第6条関係（宣誓書の廃棄等）

- (1) パートナーシップの宣誓をした同性カップルが宣誓書の廃棄を希望するときは、区長は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（第2号様式）の提出を求めるものとする。
- (2) パートナーシップの宣誓をした同性カップルのいずれかの住所、氏名に変更があり、当該同性カップルがそのことを区に申し出ることを希望する場合は、区長は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書記載事項変更申出書（第3号様式）の提出を求めるものとする。
- (3) パートナーシップの宣誓をした同性カップルのうちいずれかが死亡し、残る1人が宣誓書の廃棄を希望する場合は、区長は当該希望をした者にパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（第2号様式）の提出を求めるものとする。
- (4) パートナーシップの宣誓をした同性カップルのいずれか若しくは双方が区外に転出し、当該同性カップルが宣誓書の廃棄を希望する場合は、区長は当該同性カップルにパートナーシップ宣誓書廃棄申出書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

1 制度創設の目的

- 都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号。以下「人権尊重条例」といいます。)において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定しています。
- 人権尊重条例の理念を踏まえ、**多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、新たに「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設します。**

【用語の定義】

- ・ 「性的マイノリティ」とは、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいいます。
- ・ 「パートナーシップ関係」とは、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係をいいます。

2 制度の基本的な考え方

① 名称

- 制度の名称を、「東京都パートナーシップ宣誓制度」とします。

② 根拠

- 人権尊重条例を一部改正し、本制度の実施根拠とします。

③ 対象

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者を本制度の対象者とします。

④ 概要

- 手順の概要は以下のとおりとします。
 - 制度対象である二人が、知事に対して、パートナーシップ関係にあることを宣誓し、必要書類等を届出
 - 知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を発行
 - 受理証明書は都民サービス等の利用時に活用
- ※ 宣誓・届出及び受理証明書の内容(案)は別紙のとおり
- ※ 当事者に子供がいる場合、子供に関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、当事者の希望に応じて「当事者の子」として受理証明書の特記事項欄に「子の名前」を記載することができます。
- 手順は、原則オンラインで完結します。
- 婚姻制度とは別のものとして制度を構築します。

3 対象者の要件(詳細)

○ 本制度の対象者は、以下①から③までの全ての要件を満たす必要があるものとします。

①

「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者である」と宣誓したこと。

②

以下の**全て**の条件を満たしていること。

- 双方が成年に達していること。
- 双方に配偶者(事実婚を含む。)がないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと(パートナーシップ関係に基づく養子縁組により当該関係に該当する場合を除く)。

③

以下の条件を満たしていること。

- 双方又はいずれか一方が都内在住、在勤又は在学であること。都内在住については、双方又はいずれか一方が届出の日から3か月以内に都内への転入を予定している場合を含む。

※ 上記の要件を満たしている方であれば、国籍は問いません。

4 手続の流れ①

- 手続は、原則オンラインで実施します。

データは、国基準の安全性評価を受けたクラウドサービス等を活用する等により、厳重に管理します。

【オンライン手続について】

- ・ 都が新たに構築する「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム(以下「届出システム」といいます。)」にて、手続を行っていただきます。
- ・ 制度を利用される方は、インターネット接続が可能なPC、タブレット端末又はスマートフォン等を、ご自身の負担で準備いただく必要があります。
- ・ 都は、ユーザビリティ(使いやすさ)の高いシステム構築や、利用者マニュアルの整備等により、利用者の利便性向上に努めます。
- ・ 上記の機器類をお持ちでない等、オンライン手続が著しく困難な方においては、東京都庁(東京都新宿区)にご来訪の上、対面で手続きいただくようお願いします(事前予約制)。
- ・ 届出システムの説明文等は、日本語及び英語で表示可能です。ただし、入力や提出書類は、原則、日本語のみ受付可能とします。また、受理証明書は日本語で発行します。

4 手続の流れ②

① 届出

- パートナーシップ関係にある二人が、原則、届出システムで必要書類等を届出
 - ※ 宣誓・届出の内容(案)は別紙のとおり
 - ※ 必要書類(案)は6ページのとおり

届出内容の虚偽又は受理証明書の改ざん等が判明した場合、当該受理証明書は無効とし、個人情報等を伏せた上で、発行時に付した交付番号等を公表する場合があります。

② 受理証明書発行

- 都は、提出内容に不備がないことを確認の上、受理証明書を届出システムにより発行
 - ※ 受理証明書の内容(案)は別紙のとおり
 - ※ 個人の性自認及び性的指向を証明するものではありません。
 - ※ 希望に応じて、「通称名」や「子の名前」を特記事項欄に記載することが可能です。
 - ※ 不備のない届出を受理してから、原則、10日以内(土・日・祝日・年末年始を除く)に受理証明書を発行します。
 - ※ 受理証明書の発行手数料はかかりません。
- 都は、制度利用者からの申し出により、最新の日付の受理証明書を届出システムにより随時発行

③ 変更等の届出

- 住所等の変更があった場合や死亡時
- パートナーシップ関係を解消した場合
- 転居、転職又は卒業等により双方が要件を満たさなくなった場合
- その他、届出内容に変更があった場合(子の名前の追加等)

都は、受理証明書を保有する方に対し、年一回程度定期的にメール連絡し、都の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行うとともに、変更等の届出漏れがないように促します。

4 手続の流れ③

○ 届出時の添付書類は以下のとおりとします。

※ 届出日の3か月以内に交付されたものに限り(④本人確認書類 及び ⑦その他、知事が適当と認める書類を除く)。

① 婚姻をしていないこと等を証明する書類※

… 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書、在日大使館等の交付する婚姻要件具備証明書(日本語訳付き)等

② 住所を確認できる書類※

… 住民票の写し

… 転入予定先の住所が確認できる不動産会社等が発行した書類(転入予定の場合のみ)

③ 在勤又は在学していることが確認できる書類※

… 在勤又は在学先の法人等が発行した書類(都内在勤又は在学の場合のみ)

④ 本人確認書類

… 個人番号カード(表面)、運転免許証、旅券又はこれらに準ずるものとして知事が認める書類

… 本人確認書類との突合のため、本人確認書類とは異なる本人の顔写真も提出いただく必要があります(対面手続の場合を除く)。

⑤ 通称名の確認書類※

… 社会生活上、日常的に通称を使用していることが確認できる官公署又は勤務先法人等の発行する書類等(通称名の記載を希望する場合のみ)

⑥ 子の名前の確認書類※

… 住民票の写し(子の記載のあるもの。子の名前の記載を希望する場合のみ)

⑦ その他、知事が適当と認める書類

5 受理証明書の活用

- 都が提供する都民向けサービス事業について、受理証明書を保有する方が活用できるよう検討します。

【都における具体的な対応内容】

- ・ 受理証明書により活用可能となる都民向けサービス事業については、確定次第、順次お知らせします。
- ・ 既に当事者の方々を対象としている都民向けサービス事業については、改めて周知に取り組む等により、当事者の方々がさらに利用しやすいよう環境を整えます。
- ※ 法律等により国が対象者を規定している事業は対象外となります。
- ※ 各事業の利用にあたっては、受理証明書を保有していることに加え、各事業の個別要件を満たしていることが必要となります(例：都内在住を必須としている都民向けサービス事業 等)。

- 都内区市町村との証明書の相互活用等に関し調整を図ります。

【調整の具体的な方向性】

- ・ 区市発行のパートナーシップ証明書を活用し、都民向けサービス事業が活用できるよう検討します。
- ・ 都発行の受理証明書を活用し、区市町村の住民向けサービス事業が活用できるよう調整します。
- ・ 区市発行のパートナーシップ証明書を取得されているお二人も、都パートナーシップ宣誓制度への届出を可能とします。

- 民間事業者の各種サービスや従業員の福利厚生における活用を働き掛けます。

- ・ 都職員の福利厚生制度等における受理証明書の活用も検討します。

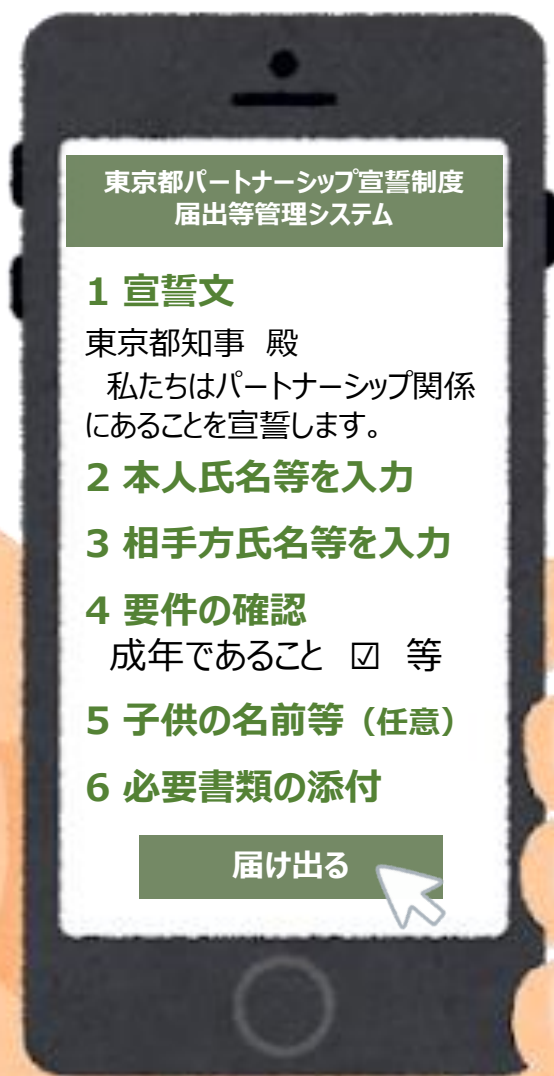
6 今後のスケジュール

令和4年6月	令和4年第二回都議会定例会にて、人権尊重条例の改正案を提案(予定)
令和4年10月中下旬	届出受付開始(予定)
令和4年11月1日	制度運用開始(予定)

【制度運用開始以降の都の取組について】

- ・ 受理証明書の活用先の拡大や本制度に係る周知、多様な性に関する啓発等の推進を図ります。
- ・ 都公式HP等において制度利用者数を公表する等、本制度に関する適切な情報発信を行います。
※ 本制度利用者に係る個人情報の公表や提供は行いません。

【別紙】 宣誓及び届出の内容（案）



1 宣誓文

宣誓・届出画面には、予め下記の文章が記載されています。
「私たちは、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例に規定するパートナーシップ関係にあることを宣誓します。」

2 届出者本人に関すること

下記の内容を入力していただきます。

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) 通称名（任意）

3 パートナーシップ関係の相手方に関すること

下記の内容を入力していただきます。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 通称名（任意）
- (3) 届出システム登録時に付与されたID

4 要件を満たしていることの確認

要件（制度案3ページ参照）に合致していることを確認し、チェックを入れていただきます。

5 子供の名前等（任意）

受理証明書の特記事項欄に子供の名前の記載を希望する場合は、子供の名前及び生年月日を入力していただきます。

6 必要書類の添付

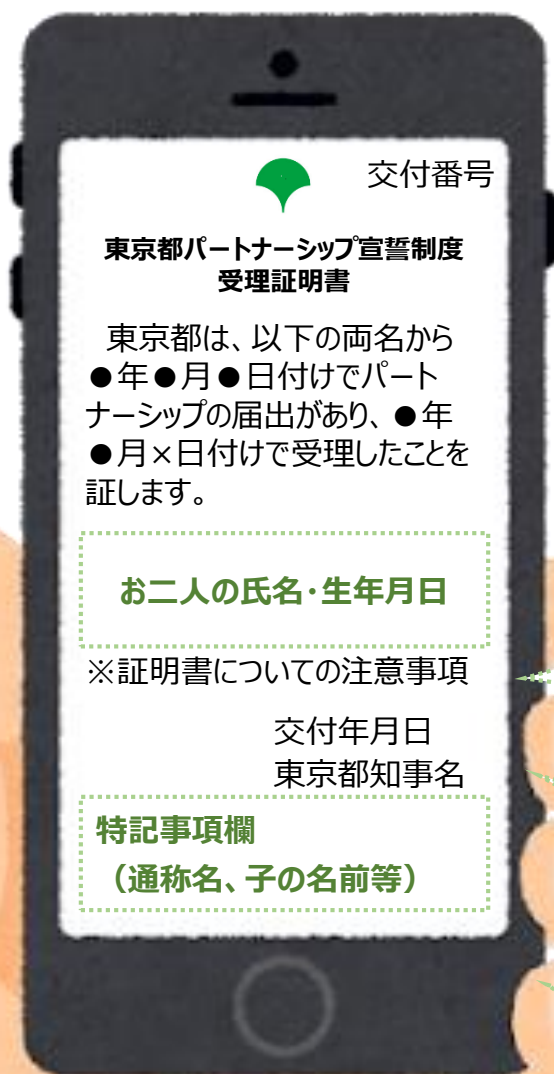
必要書類（制度案6ページ参照）の画像データを添付いただきます。

パートナーシップ関係にあるお二人が、それぞれ届出システムにより手続きを行っていただく必要があります。都は、お二人から不備のない届出を受理してから、原則、10日以内（土・日・祝日・年末年始を除く）に受理証明書を発行します。

※ システムはPC、タブレット端末及びスマートフォン等からアクセス可能

※ 上記はイメージであり、実際とは異なります。

【別紙】 受理証明書の内容（案）



1 証明本文

受理証明書には、以下の内容が記載されます。

- ・ 東京都は、パートナーシップ関係にあるお二人から届出を受理したことを証明
- ・ お二人から届出があった年月日及び都が届出を受理した年月日

2 お二人の氏名・生年月日

お二人の氏名（戸籍名）と生年月日が記載されます。

3 証明書についての注意事項

証明書の提示を受けた方向けの注意事項が記載されます。

- ・ 本証明書は、お二人が人生のパートナーであると都に届け出られたことの証明であること
- ・ 本証明書の提示を受けた方は、ご本人の同意なく口外しないようにしていただきたいこと

4 交付年月日及び知事名

証明書の交付年月日と東京都知事名が記載されます。

5 特記事項欄

- ・ 希望に応じて、通称名や子の名前・生年月日が記載されます。
- ・ お一人がお亡くなりになった際は、お亡くなりになった年月日が記載されます（届出が必要）。

※ システムはPC、タブレット端末及びスマートフォン等からアクセス可能

※ 上記はイメージであり、実際とは異なります。